

旭指監 第180号
令和2年11月30日

社会福祉施設等運営事業者 様

旭川市長 西川 将人
(福祉保険部指導監査課担当)

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症に係る
感染及び蔓延防止に向けた取組の徹底について

日ごろより、本市の福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、高齢者、障がい児者の社会福祉施設やサービス事業所（以下「社会福祉施設等」という。）の事業者の皆様におかれましては、これまでお知らせした国からの通知や先にお示しした感染症対策マニュアルなどを踏まえ、その対策に取り組んでいただいていることと存じます。

しかしながら11月に入り、本市における新型コロナウイルス感染者は増加してきており、11月24日には有料老人ホームにおいて、また、11月26日には通所型福祉施設において、それぞれ感染者集団（クラスター）の発生が確認されました。他の社会福祉施設等においても新型コロナウイルス感染者が複数名確認されているところです。

つきましては、事業者の皆様におかれましては、今一度、通知やマニュアル等を御確認いただき、事業所において新型コロナウイルスの感染及び蔓延を防止するための取り組みを徹底いただきますようお願いいたします。

関係通知掲載ページ

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d071195.html>

なお、衛生用品（マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド等）の購入に関わる経費につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用できます。詳しくは下記までお問い合わせください。

北海道新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等対応班

電話 0570-017-722（ナビダイヤル）

（担当）

旭川市福祉保険部指導監査課

電話 25-9849